



料金後納  
郵便

配達地域指定

神栖市に  
お住まいの皆さまへ

神栖市選挙管理委員会  
神栖市役所 都市整備部 施設管理課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5  
電話 0299-90-1111(代)

# 神栖市住民投票 特別広報

平成29年9月15日発行

「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直し賛否を問う

## 住民投票のお知らせ

投票日 **10月1日(日)**

時間 **午前7時～午後6時**

この住民投票は、「(仮称)防災アリーナ整備事業」の規模の見直しについて、市民の皆さまの意思を確認するものです。

☎神栖市選挙管理委員会 ☎0299-90-1125

### 投票できる方

日本国籍を有し、平成11年10月2日以前に生まれた方で、平成29年6月20日以前に神栖市の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所がある方です。

### 入場整理券

告示日(9月21日)までに世帯ごとに送付します。また、期日前投票をされる方は、あらかじめ裏面の宣誓書にご記入いただくと、受付がスムーズにできます。入場整理券が届かない方はお問い合わせください。

### 投票方法

規模の見直しに **賛成** される方は **○**  
**反対** される方は **×**

○や×の他は、何も書かないでください。 ※不在者投票もできます

### 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票できない方は、ご利用ください。  
期間=9月22日(金)～30日(土) 午前8時30分～午後8時  
場所=市役所、波崎総合支所・防災センター

### 投票所

次の4カ所が、茨城県知事選挙から変更になります。  
※入場整理券に投票所の地図が記載されていますので、あらかじめご確認ください

投票所	変更前	変更後
第2投票区	軽野東小学校体育館	奥野谷浜農村集落センター
第11投票区	平泉コミュニティセンター	息栖小学校体育館
第26投票区	矢田部公民館	はさき福祉センター
第27投票区	土合小学校体育館	植松幼稚園

平成二十九年十月一日執行  
「(仮称)防災アリーナ整備事業」  
に係る規模の見直しについて

一 賛成の人は○を書くこと  
二 反対の人は×を書くこと  
三 他のことは書かないこと。

**見本**

記入欄

神栖市  
選挙管理  
委員会印

### 開票

10月1日(日)午後7時30分から、市民体育館で行ないます。

### 投票運動について

投票運動は自由に行うことができます。条例の規定により、市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはなりません。



## 「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直し賛否を問う住民投票について

園施設管理課 ☎0299-90-1168

7月18日、かみす市民の会から「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直し賛否を問う住民投票条例制定請求がありました。市議会(臨時会)において議案が可決されたため、10月1日に住民投票が行なわれます。

### 住民投票条例制定請求の要旨(抜粋)

- 1 「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る市費の支出において、今後どのくらい予算がかかるのか周知されておらず、当初の計画から増大し続ける巨額な費用に懸念する意見が出てきている。
- 2 「(仮称)防災アリーナ整備事業」の規模の見直しを行い、地域医療の充実の為に予算投資をするべきである。

【代表者の意見=音楽ホールや温水プールなど既存施設と重複するものは必要ない】

## 「(仮称)防災アリーナ整備事業」を見直した場合の影響について

園施設管理課 ☎0299-90-1168

すでに工事が進んでいる中で、規模の見直しを行なったときにどのような影響があるのかなど、Q&A方式でご説明します。



### Q.1 防災アリーナはどんな施設なの？

A. 災害時は避難所と救援救護活動の拠点として、平常時はスポーツと文化の発信拠点として、賑わいをつくる施設です。

(仮称)神栖中央公園防災アリーナは、地震をはじめ近年各地で発生している浸水被害など、あらゆる災害を想定した緊急避難所、救援救護活動の拠点となる施設です。1万人の一時避難と2千人の避難生活に対応できます。

平常時は、市民を中心とした各種スポーツ大会、音楽演奏会、演劇発表会などの実施や、プロスポーツ大会やコンサートなど各種イベントを通して、人が集い賑わいを創出する施設です。また、当市の新たなシンボルとなって魅力を発信し、神栖市の知名度を向上させます。



災害時利用イメージ(メインアリーナ)



## Q.2 防災アリーナは大きな事業だけど、神栖市の財政は大丈夫？

A.健全な財政運営を維持できます。

施設整備費のうち約40%は、施設整備期間(平成27~30年度)に国から交付される補助金を含めて支払います。残りの施設整備費は、運営・維持管理費と合わせて15年間に分割して支払うことで財政負担の平準化を図り、無理のない支払計画になっています。

## Q.3 防災アリーナの施設計画はどうやって決まったの？

A.利用者である市民の皆さんとともに計画づくりをしてきました。

アンケートやワークショップ、パブリックコメントを実施するなどして、施設の利用者である市民の皆さんの声を伺いながら、約2年(平成23~24年度)をかけて計画づくりをしてきました。温水プールや音楽ホールはニーズの高かった施設であり、完成を楽しみにしている市民が大勢います。

また、事業の節目ごとに広報紙への掲載や報道機関への情報提供を行なうとともに、市ホームページ上では施設の基本構想や基本計画をはじめ事業の実施方針などについても公表し、皆さんへお知らせしてきました。



平成31年6月オープン予定

## Q.4 事業はどこまで進んでいるの？

A.今年の5月から工事が始まっています。

市議会の議決を得て平成27年12月に契約し、設計業務などを経て、本年5月に防災アリーナ本体の工事に着手しました。9月中旬現在、建物の土台となる基礎工事を行っており、骨組みとなる鉄骨や外壁、屋根、建具などの製造についてもすでに発注済みです。

## Q.5 工事が始まっているのに今から規模の見直しはできるの？

A.今の契約を解除して、新しい計画づくりからやり直す必要があります。

この事業は、設計から建設、運営・維持管理といった18年間にわたる業務を一括で発注しています。そのため、関係企業が神栖防災アリーナPFI株式会社という特別な会社を設立して市と契約しています。

規模の見直しにより温水プールや音楽ホールがなくなれば、その運営や維持管理業務を予定して事業に参加した企業が撤退することになり、会社自体の構成ができなくなります。

このような理由から、今の契約を変更して規模を見直すことはできません。一度契約を解除して新しい計画づくりからやり直す必要があります。



# 規模の見直しをすると、約38億円の損失

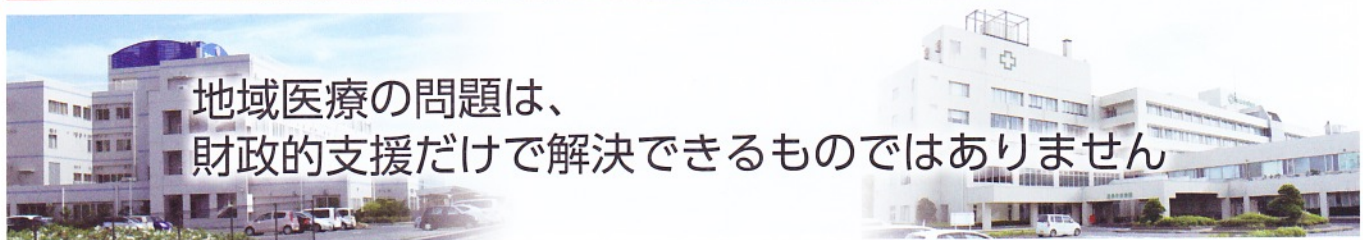


## Q.6 見直しのため今の契約を解除すると、市の損失はいくらになるの？

A.約38億円もの巨額な損失になります。

すでに実施済みの設計費、工事費の一部、発注済みの工事材料費のほか、契約解除に伴う合理的な費用や損害賠償などに加え、工事を行った部分の取り壊し費用なども必要になってきます。9月末時点で試算すると約38億円もの巨額な費用が市の負担となり、全額を一度に支出しなければならないため、財政運営にも大きな支障が出てきます。

また、この事業に対する国の補助金約23億円(見込額)については、すでに受領した補助金を活用することなく返還することになります。



## Q.7 規模を見直すことで、地域医療充実のための予算を捻出できるの？

A.市の負担は今よりも大きくなり、新たな予算は捻出できません。

規模を見直す場合は、今の契約の解除等に伴う約38億円の損失に加え、再度の国の補助金が見込めない中で、新たな設計・建設費用が必要になってきます。

このことから、事業をこのまま進めるよりもさらに財政面での負担が大きくなり、新たな予算を捻出することはできません。

## Q.8 地域医療問題は財政的支援で解決できるの？

A.地域医療の問題は、財政的な問題ではありません。

地域医療の問題は医師不足が大きな原因であり、財政的支援だけで解決できるものではありません。この問題を解決するため、市内の医療機関、県、市の関係者間で課題等の整理を行ないながら地域医療の充実が図られるよう取り組んでいます。

神栖中央公園防災アリーナ(仮称)整備運営事業の情報は、  
神栖市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/11361.htm>



防災アリーナ

検索

QRを読み取ると、市ホームページが表示されます(通信料がかかります)